明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令（経済産業三八）　一
○独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部を改正する省令（国土交通五三）　二

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務一九四）　三
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件の一部を改正する件（外務一七四）　四
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁一五、一六）　五
○保安林の指定を解除する件（農林水産一三二六～一三三九）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一三四〇、一三四一）　五
○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（経済産業一一八）　五
○登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（特許庁一二）　五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通五五九）　六
○航路標識に関する件（海上保安庁一二四～一二七）　六
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称を変更した件（中国四国厚生局一）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（東北地方整備局一〇四～一〇六）　七
○久慈川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（関東地方整備局二一四）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（北陸地方整備局七一～七三）　八
○道路に関する件（中国地方整備局七九、八〇）　八
○千代川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同八一）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件（四国地方整備局九七）　八
○道路に関する件（北海道開発局五六）　九

〔国会事項〕

閣議決定等事項　一〇

〔人事異動〕

内閣　法務省　外務省　財務省　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公　告〕

諸事項
官庁
有権者申出方関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二七
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事開始関係　二六
会社その他

省　令

○経済産業省令第三十八号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十二条第五項及び中小企業支援法施行令（昭和三十八年政令第三百三十四号）第三条の規定に基づき、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「一万四千四百円」を「一万三千円」に、「一万七千九百円」を「一万七千二百円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十三号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月十五日

国土交通大臣　前田　武志

独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「附帯する業務」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　次に掲げる業務

イ　法第十一条第一項第六号及び第十六号の業務並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第一号の業務並びに同条第三項各号の業務（これらの業務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興に係るものに限る。）

ロ　法第十一条第二項第三号及び第四号の業務